



介護の休暇について

介護休暇とは、けが・病気・高齢などにより2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするための制度です。

1. 短期の介護（特別休暇）

- 一の年（1/1～12/31）において5日まで取得できます。
- ◎2人以上介護する場合でも10日までしか取得できません。（要介護者の状態等申出書がそのつど必要です。）



被介護者の範囲

- 兄弟(姉妹)と ※配偶者の兄弟(姉妹)
- 配偶者
- 子供
- 両親と 配偶者の両親と ※配偶者の両親の配偶者
- 祖父母と ※配偶者の祖父母
- 孫

※の2親等の親族は同居が条件です。

2. 介護休暇

通算6月の範囲内で3回まで分割可能です。

指定期間①

指定期間②

指定期間③

介護休暇	介護休暇	介護休暇
← 3月 →	← 1月 →	← 2月 →

各期間の合計は最大6月

※各期間の間隔に上限はありません。

※それぞれ指定期間内で必要と認められる期間休暇取得が可能です。

☆取得した時間数において給料が減額されます。

（共済組合・互助会から介護休業手当金が給料の100分の67支給されます。ホームヘルパーを雇った場合は、年間14日を限度に1日5,000円の補助金が共済組合から支給されます。）

3. 介護時間

連続する3年の期間内において、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で取得できます。

介護時間(1日最大2時間)
← 取得開始日から連続する3年間 →

※介護休暇期間中の重複取得はできません。

取得した時間数において給料が減額されます。

